

(啓発活動) 第13条

第13条

- 1 本条例における町民等への自粛要請は義務づけを伴うものと解してはならない。
- 2 町は、本条例の実効性が確保されるよう、関係機関と協力して、町民等に対する啓発活動を行うものとする。

今回制定しました条例にて保護区の指定などは、その都度、皆様にお知らせをしますので、「イトウ」の保護にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

産卵期の保護になぜこだわるの？

普段イトウは中下流域や湖沼に広く分散して生息するために多くの魚を釣るのは難しいです。しかし、産卵期は、上流の比較的小さな流れに大きな親魚だけが集まります。雄の親魚は婚姻色と言って、赤く色づきますので見つけやすい上、餌をとりますのでとても釣りやすいのです。もし釣らなければその後も長く生きて何度も産卵しますので、親魚が増えていく訳であり、もし良好な生息環境が残されていれば産卵数の増加によって子ども世代が増えることが期待できます。

産卵期にイトウを守るだけではイトウが増える訳ではありません。良好な河川環境がたくさん残されていることが条件で、絶滅してしまった流れには簡単には戻ってこないのです。

国（環境省）版絶滅危惧種情報は以下のとおりです。

環境省版 レッドリスト・レッドデータブック（RDB）とは

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種をリスト化したものがレッドリストであり、このリストを取りまとめ刊行したものが、レッドデータブック（RDB）と言います。

この絶滅危惧種のカテゴリー（分類）とその意義は次のとおりです。

絶滅（EX）＝我が国ではすでに絶滅したと考えられる種			
野生絶滅（EW）＝飼育・栽培下でのみ存続している種			
絶滅危惧 II 絶滅のおそれのある種	絶滅危惧類（CR+EN） ＝絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧 A類（CR）	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
		絶滅危惧 B類（EN）	A類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧類（VU） ＝絶滅の危険が増大している種		
	準絶滅危惧（NT） ＝現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種		
	情報不足（DD） ＝評価するだけの情報が不足している種		
付属資料	絶滅のおそれのある地域個体群（LP） ＝地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		

「イトウ」は絶滅危惧 B類（EN）に分類されていますが、南富良野町内で生息しているイトウは産卵期の保護活動の成果により一定の魚体数の確保はされていると、北海道立水産孵化場やイトウ調査研究者などの調査により確認されています。

(持ち帰り数の上限の指定等) 第6条・(上限を超えた持ち帰りの自粛) 第7条

第6条

- 1 町長は、イトウの保護管理を図るため必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の規定により定める区域及び期間外で、イトウの分布状況及び生息状況を勘案して、採捕したイトウを持ち帰ることを町民等に自粛要請すべき数の上限を指定することができる。
- 2 町長は、イトウの生息状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除することができる。

第7条

町長は、第4条第1項及び第2項の規定により定める区域及び期間外で、前条第1項の規定により定める数の上限を超えてイトウを採捕した者に対し、上限を超えたイトウを、採捕した場所に速やかに放流することを要請するものとする。

(特定移入動物の指定等) 第8条・(特定移入動物を放つことの自粛) 第9条

第8条

- 1 町長は、人為により、第2条第1号に規定する区域外から持ち込まれた種及び同区域内に生息するものと同種であっても同区域外から持ち込まれた別の地域個体群由来の個体で、イトウの生息に影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがある水生動物（卵を含み、生きているものに限る。）を、特定移入動物として指定することができる。
- 2 町長は、特定移入動物に係る状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を解除することができる。

第9条

町長は、町民等に対し第2条第1号に規定する区域への特定移入動物を放つことを自粛するよう要請するものとする。

(審議会の設置) 第10条・(審議会の組織等) 第11条

第10条

- 1 町は、南富良野町イトウ保護管理審議会を設置する。
- 2 審議会は、第4条、第6条及び第8条に規定する事項、その他町内のイトウの保護管理に係る事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、町内のイトウの保護管理に係る事項に関し、町長に意見を述べることができる。

第11条

- 1 審議会は、学識経験を有する者、その他町長が適当と認める者のうちから町長が任命する委員により組織する。
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任されることを妨げない

(保護巡視員) 第12条

第12条

町長は、第4条第1項の規定により定めるイトウ保護区に係る必要な巡視を行わせるため、イトウ保護巡視員を置くことができる。